

令和5年漁業権一斉切替 千葉県内水面漁場計画の素案概要  
(1)共同漁業権

令和4年7月29日

現行の 免許番号	種類	存続期間	漁業の名称及び漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	条件	参考 (現行の漁業権者 (漁業協同組合))
内共第1号 (養老川)	第5種	R5.9.1から R15.8.31まで	あゆ こい ふな おいかわ うぐい うなぎ わかさぎ (6/1～9/30及び12/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31)	市原市及び夷隅郡大多喜町地先	養老川及びその支派川 ※現行どおり	市原市及び夷隅郡大多喜町	なし	養老川
内共第2号 (小櫃川)	第1種	R5.9.1から	しじみ (1/1～12/31)	木更津市、袖ヶ浦市、君津市及び鴨川市地先	小櫃川及びその支派川 ※現行どおり	木更津市、袖ヶ浦市、君津市及び鴨川市	なし	小櫃川
	第5種	R15.8.31まで	あゆ こい ふな おいかわ うぐい うなぎ にじます わかさぎ (6/1～9/30及び12/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31)					
内共第3号 (湊川)	第5種	R5.9.1から R15.8.31まで	あゆ こい ふな おいかわ (6/1～9/30及び12/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31)	富津市地先	湊川及びその支派川 ※現行どおり	富津市	富津市豊岡地先の戸面原ダム下流端の線から下流50メートルの区域、同市数馬地先の取水堰上流端の線から上流50メートルの区域及び同取水堰下流端の線から下流50メートルの区域では定置性網漁具を使用してはならない。	湊川
内共第4号 (夷隅川)	第5種	R5.9.1から R15.8.31まで	あゆ こい ふな おいかわ うぐい うなぎ (6/1～9/30及び12/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31)	いすみ市、勝浦市並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町地先	夷隅川、その支派川及びその旧川 ※現行どおり	いすみ市、勝浦市並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町	なし	夷隅川
内共第5号 (南白亀川)	<del>第1種</del> 第5種	R5.9.1から R15.8.31まで	<del>しじみ</del> こい ふな うなぎ (6/1～12/31) (1/1～12/31) (1/1～12/31)	茂原市及び長生郡白子町地先	南白亀川及びその支派川 ※現行どおり	茂原市及び長生郡白子町	なし	南白亀川
内共第6号 (栗山川)	第5種		こい ふな うなぎ (1/1～12/31) (1/1～12/31)	匝瑳市、香取市、香取郡多古町並びに山武郡芝山町及び横芝光町地先	栗山川及びその支派川 ※現行どおり	匝瑳市、香取市、香取郡多古町並びに山武郡芝山町及び横芝光町	なし	栗山川

灰色箇所：今回追加する魚種

×：今回削除する魚種

下線部：今回変更する箇所

(1)共同漁業権

現行の 免許番号	種類	存続期間	漁業の名称及び漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	条件	参考 (現行の漁業権者 (漁業協同組合))
内共第7号 (手賀沼)	第5種	R5.9.1から R15.8.31まで	こい ふな うなぎ わかさぎ (1/1～12/31)	柏市、我孫子市、白井市 及び印西市地先 (1/1～12/31)	手賀沼及びその支派 川 ※現行どおり	柏市、我孫子市、白井市 及び印西市	なし	手賀沼 我孫子手賀沼
内共第8号 (印旛沼)	第5種	R5.9.1から R15.8.31まで	こい ふな うなぎ わかさぎ もつご (1/1～12/31)	成田市、佐倉市、八千代 市、印西市及び印旛郡栄 町地先 (1/1～12/31)	印旛沼及びその支派 川 ※現行どおり	成田市、佐倉市、八千代 市、印西市及び印旛郡栄 町	八千代市平戸地先の平戸橋下流端の線と 同市村上地先の村上橋上流端の線との間 の新川、印西市及び印旛郡栄町地先の長 門川並びに旧長門川では定置性漁具(さし 網及びせんは除く。)を使用してはならない。	印旛沼
内共第9号 (与田浦)	第5種	R5.9.1から R15.8.31まで	こい ふな うなぎ (1/1～12/31)	香取市地先 (1/1～12/31)	与田浦川(与田浦を 含む)及びその支派 川 ※現行どおり	香取市	なし	佐原
内共第10号 (利根川)	第5種	R5.9.1から R15.8.31まで	こい ふな うなぎ (1/1～12/31)	香取市地先 (1/1～12/31)	利根川 ※現行どおり	香取市	なし	佐原
内共第11号 (利根川)	第5種	R5.9.1から R15.8.31まで	こい ふな うなぎ (1/1～12/31)	香取市及び香取郡東庄町 地先 (1/1～12/31)	利根川 ※現行どおり	銚子市富川町、森戸町、 笹本町、桜井町及び宮原 町、香取郡東庄町並びに 香取市	なし	笹川 中利根 北総
内共第12号 (利根川)	第1種	R5.9.1から R15.8.31まで	かき あさり はまぐり えむし (1/1～12/31)	銚子市及び香取郡東庄町 地先 (1/1～12/31)	利根川 ※現行どおり	銚子市及び香取郡東庄町	なし	銚子市 下利根 中利根
内共第13号 (小糸川)	第5種	R5.9.1から R15.8.31まで	こい ふな おいかわ うぐい (1/1～12/31)	君津市地先 (1/1～12/31)	小糸川及びその支派 川 ※現行どおり	君津市	なし	小糸川
内共第14号 (利根川)	第5種	R5.9.1から R15.8.31まで	こい ふな うなぎ (1/1～12/31)	千葉県野田市、柏市、我 孫子市、印西市、印旛郡 栄町、成田市及び香取郡 神崎町並びに茨城県古河 市、猿島郡五霞町及び境 町、坂東市、守谷市、取 手市、北相馬郡利根町、 稲敷郡河内町、稲敷市並 びに埼玉県加須市及び久 喜市地先 (1/1～12/31)	現行どおり	千葉県野田市、柏市、我 孫子市、印西市、印旛郡 栄町、成田市及び香取郡 神崎町並びに茨城県古河 市、猿島郡五霞町及び境 町、坂東市、常総市、守 谷市、取手市、北相馬郡 利根町、稲敷郡河内町、 稲敷市並びに埼玉県加須 市及び久喜市	茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水開門堰 堤上流端から上流50メートルの区域におい ては網漁具を使用してはならない。	手賀沼 印旛沼 新利根 鬼怒利根 埼玉県北部
内共第15号 (小櫃川)	第4種	R26.9.1から R28.8.31まで	こい ふな うなぎ (4/1～12/31)	木更津市及び袖ヶ浦市地 先	小櫃川下流域	木更津市、袖ヶ浦市及び 君津市	なし	小櫃川

×：今回削除する箇所 下線部：今回変更する箇所

※全て漁業法第63条第1項第2号に規定する類似漁業権として設定

**(2) 区画漁業権**

現行の 免許番号	種類	個別漁業権又は 団体漁業権の別	存続期間	漁業の名称及び漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	条件	参考 (現行の漁業権者 (漁業協同組合))
内区第1号 (夷隅川)	第1種	団体漁業権	R5.9.1から R10.8.31まで	あおのり (9/1～翌4/30)	いすみ市岬町和泉及び岬 町江場土地先	夷隅川下流域 ※現行どおり	いすみ市	毎漁期におけるあおのり養殖施設の設置に ついては、事前に千葉県内水面漁場管理委 員会に協議しなければならない。	夷隅川
内区第2号 (夷隅川)	第1種	団体漁業権	R5.9.1から R10.8.31まで	あおのり (9/1～翌4/30)	いすみ市岬町和泉及び岬 町江場土地先	夷隅川下流域 ※現行どおり	いすみ市	毎漁期におけるあおのり養殖施設の設置に ついては、事前に千葉県内水面漁場管理委 員会に協議しなければならない。	夷隅川
内区第3号 (一宮川)	第1種	団体漁業権	R5.9.1から R10.8.31まで	あおのり (9/1～翌4/30)	長生郡長生村一松地先	一宮川下流域 ※現行どおり	長生郡一宮町及び長生村	毎漁期におけるあおのり養殖施設の設置に ついては、事前に千葉県内水面漁場管理委 員会に協議しなければならない。	一松内水面
内区第4号 (南白亀川)	第1種	団体漁業権	R5.9.1から R10.8.31まで	あおのり (9/1～翌4/30)	長生郡白子町剥金及び古 所地先	南白亀川下流域 ※現行どおり	長生郡白子町	毎漁期におけるあおのり養殖施設の設置に ついては、事前に千葉県内水面漁場管理委 員会に協議しなければならない。	南白亀川

×：今回削除する箇所

下線部：今回変更する箇所

※全て漁業法第63条第1項第2号に規定する類似漁業権として設定